

与謝野町障害者活躍推進計画

機関名	与謝野町教育委員会
任命権者	与謝野町教育長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
与謝野町における障害者雇用に関する課題	本町においては、令和7年6月1日時点で法定雇用率を充足している。 これまでは個別に対応してきており大きな問題は生じていないが、引き続き法定雇用率を充足するためには、障害者雇用の促進をさらにすすめていく必要があり、これらの職員の定着のために一層の体制整備や取組が必要である。 また、本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
（目標）	
①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 〔評価方法〕 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
②定着に関する目標	障害のある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて職場定着を図り、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 〔評価方法〕 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度の採用者の定着状況を把握・進捗管理をする。
（取組内容）	
①障害者の活躍を推進する体制整備	・障害者雇用推進者として学校教育課課長を選任する。 ・組織内の人的サポート体制及び組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担や各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ・障害のある職員からの相談に適切な対応が図れるよう、相談を受ける職員に対して、京都労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	・現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務を選定及び検討し、可能な範囲において調整を図る。 ・組織内において定期的な面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかなどの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人材管理	・新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ・相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて継続的な措置を講じる。 ・措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、可能な範囲において適切に実施する。 ・短時間勤務などの柔軟な勤務時間管理制度の利用促進を図るとともに、時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用促進を図る。
その他	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき定めた「与謝野町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」により、障害者就労施設等が供給する物品の調達を一層推進し、障害者の活躍の場の拡大を図る。 ・必要に応じて随時面談を実施しながら、状況把握・体調配慮を行う。